

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（第二において「法」という。）第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切り壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第二において同じ。）の合計が三百平方メートルであることとする事。

（第四条第一項関係）

第二 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする事。

（第十条関係）

第三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行するものとする事。

（附則関係）